

土砂災害警戒情報の共同発表開始について

平成18年9月1日(金)から、山形県で土砂災害警戒情報の
発表を開始します。東北では最初の発表開始となります。

土砂災害警戒情報は、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨によって土砂災害が発生するおそれがある時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、山形県と山形地方気象台が本年9月1日から共同で発表する新たな防災情報です。

この情報は、山形地方気象台から山形県総合防災課を通じて市町村に伝達するとともに報道機関を通じて、県民への周知を図ります。

《発表対象地域》

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、三川町を除く県内の市町村を発表対象とします。三川町は自然的条件から勘案して、土砂災害の危険性が認められないため、発表対象地域から除きます。

《土砂災害警戒情報文の内容》

土砂災害警戒情報の内容は、文章と図を組み合わせたものです。文章部分では土砂災害発生危険度が高まった地域（警戒対象地域）及び土砂災害のおそれが少なくなった地域（警戒解除地域）を市町村単位で記述すると共に、今後2時間以内の土砂災害の危険度と3時間以内の降雨予測を含んだ簡潔な内容の警戒文を記述します。図の部分では、警戒対象地域と警戒解除地域をそれぞれ市町村ごとに色分けして表示します。また、1時間30ミリ以上の強い雨の降る範囲とその移動方向、速さを表示します。

《参考》

これまでの土砂災害に関する情報については、山形県河川砂防課から土砂災害に対する警戒避難に関する情報として市町村へ、山形地方気象台から大雨警報を解説する気象情報として防災機関へ提供し、報道機関を通じて県民への周知を図ってきました。

今回の土砂災害警戒情報は、山形県河川砂防課と山形地方気象台がそれぞれ有する情報を総合化し、共同で発表するものです。

なお、山形地方気象台は、この情報発表開始に合わせ、大雨警報の切り替え（重要変更）を発展的に解消し、今後の土砂災害への警戒の呼びかけは、「大雨警報」と「土砂災害警戒情報」によることとします。

問い合わせ先

- | | | |
|-----------------|-------|-----------------|
| ・山形県土木部河川砂防課砂防室 | （寒河江） | 電話：023-630-2635 |
| ・山形地方気象台防災業務課 | （藤原） | 電話：023-622-0632 |

土砂災害警戒情報（共同発表）のイメージ

山形県土砂災害警戒情報 第 号

平成 年 月 日 時 分
山形県 山形地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】

小国町* 飯豊町*

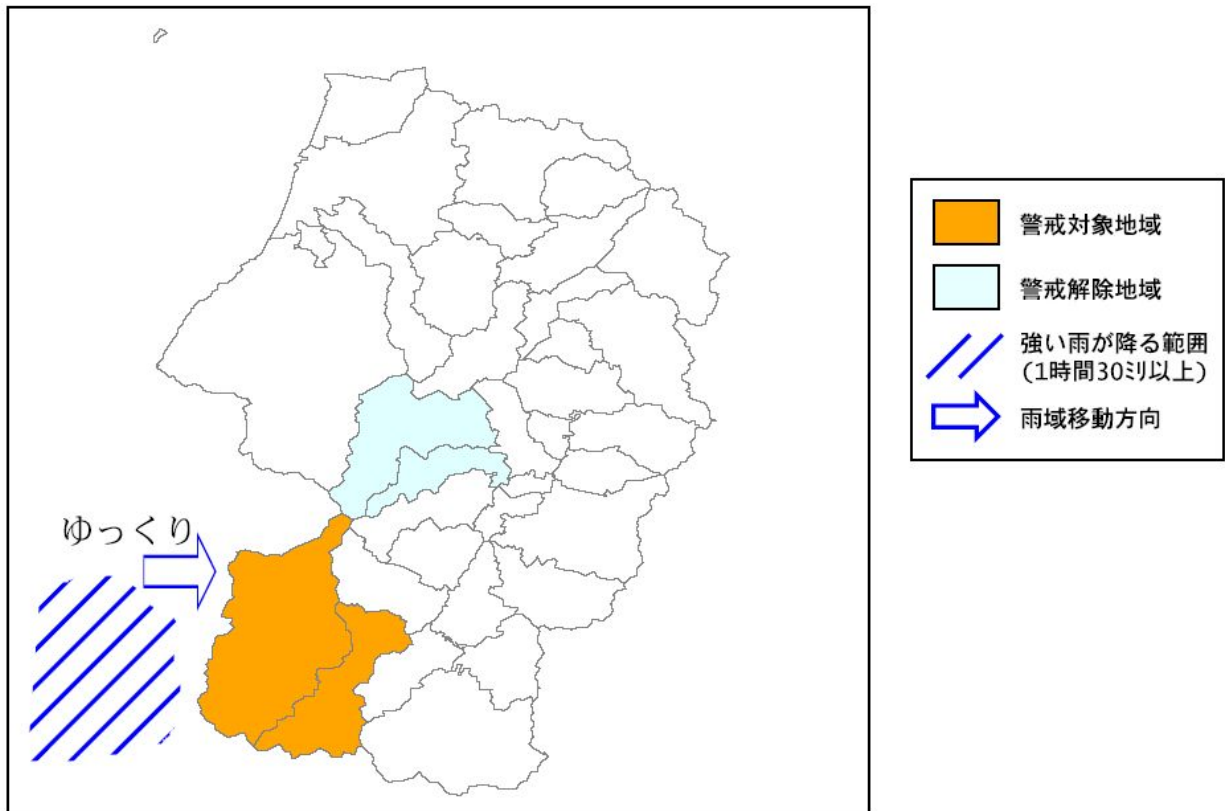
【警戒解除地域】

西川町 大江町

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

今後2時間以内に、小国町、飯豊町では大雨による土砂災害の危険度が非常に高くなる見込みです。土砂災害危険箇所及びその周辺では嚴重に警戒してください。警戒対象市町村での今後3時間以内の最大1時間雨量は、多いところで40ミリです。西川町、大江町では多発する土砂災害の発生するおそれは少なくなりました。



問い合わせ先

023-630-2612 (山形県土木部河川砂防課)

023-622-2262 (山形地方気象台技術課)